

重点番号24_ア：漁業近代化資金金融通法における国による関与の廃止又は簡素化
(九州地方知事会(宮崎県))

宮崎県

漁業近代化資金制度に關して今回、国
に求める措置の具体的な内容について

漁業近代化資金の融資手続きに係る要件緩和

以下の案1～3の内、いかにによる要件緩和を求める。

【案1】融資限度額を超える場合の国の承認権限の廃止

融資限度額(9千万円)を超える場合の国の承認権限を廃止し、融資額に問わらず、都道府県知事による承認に一本化する。このことで、融資手続きの簡素化が図られ、融資の円滑化及び漁業者の制度利用時の負担軽減を通じて、漁業近代化の一層の推進に資する。

融資額	権限	国	都道府県
9千万以内	承認		○
9千万円以上	承認	○→廃止 →一本化○	

【案2】融資限度額を超える場合の国の承認の届出への変更

融資限度額(9千万円)を超える場合の国の承認を届出に変更し、融資額に問わらず、都道府県が承認を行う形に変更する。このことで、融資手続きの簡素化が図られ、融資の円滑化及び漁業者の制度利用時の負担軽減を通じて、漁業近代化の一層の推進に資する。

融資額	権限	国	都道府県
9千万以内	承認		○
9千万円以上	承認 届出に変更	承認→届出○	▲(承認)

【案3】融資限度額の引き上げ

融資限度額(9千万円)は、平成7年度に定められており実勢価格の変化に合わせ2億円程度まで引き上げることで、国の承認を必要とするケースの削減を図る。このことで、融資手続きの簡素化が図られ、融資の円滑化及び漁業者の制度利用時の負担軽減を通じて、漁業近代化の一層の推進に資する。

融資額	権限	国	都道府県
2億円以内	承認		○
2億円以上	承認	○	▲(承認)

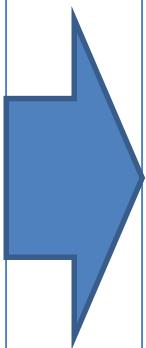
○20トント未満の漁船建造で融資限度額を超えたため国の承認が必要となつた融资案件（宮崎県）

①平成19年度から平成27年度(現時点)までの漁船建造件数	29隻	②/①
②うち限度額を超えたため国の承認を要した件数	15隻	51%

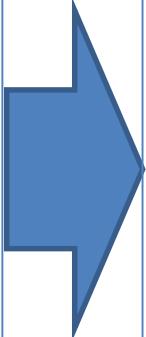
*①の平成27年度(現時点)については、今後確実に漁船建造が行われるものと含む。

限度額を超える国との承認が必要な場合の支障事例

①漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があるため事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。

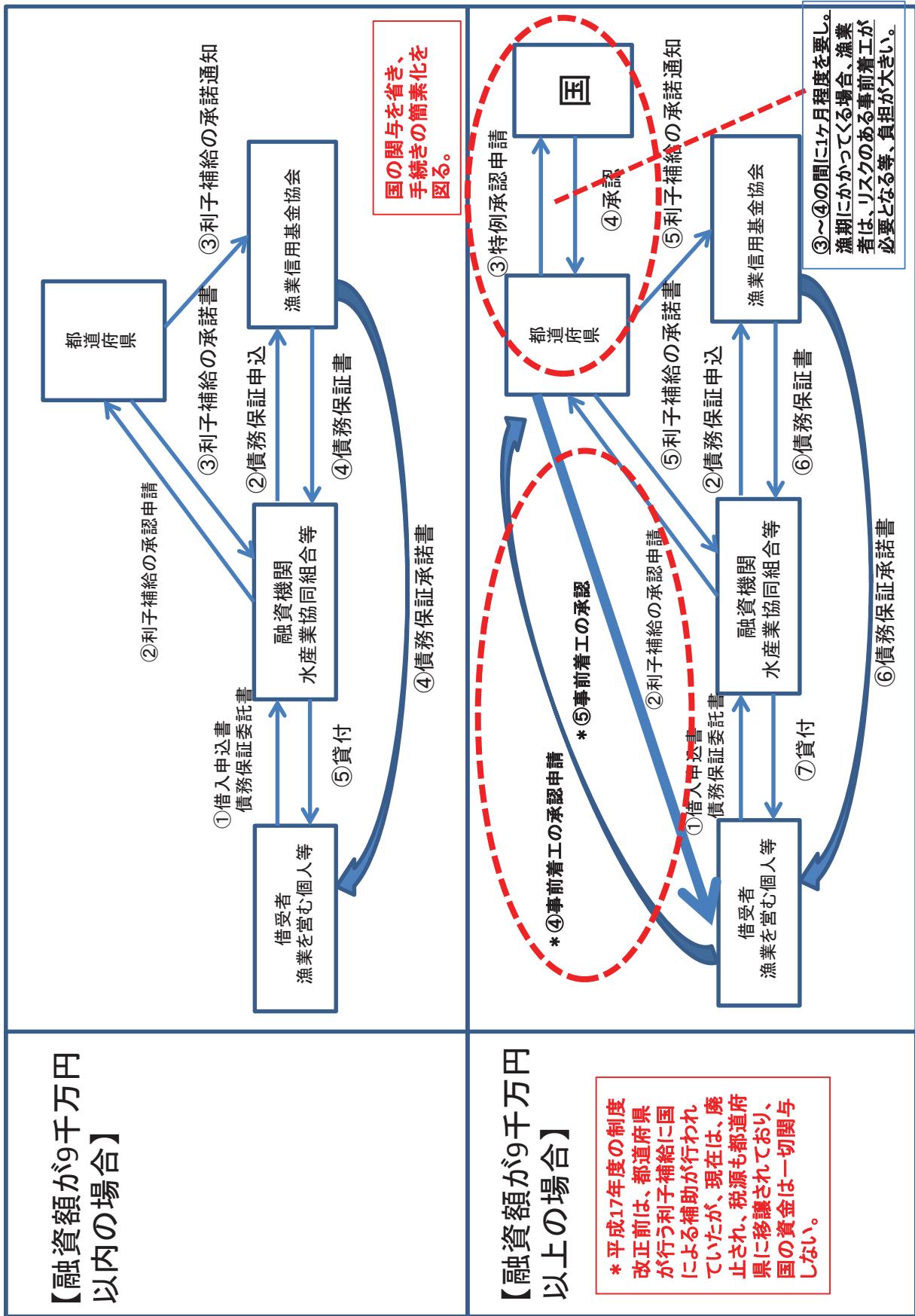


②この場合、原則、県では利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は、事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がない場合は、利子補給対象としない。)ことで承認している。



③条件付の着工承認であることや、手付金支払が必要なこともあるため、漁業者にとつてはリスクがあるものとなつていています。

漁業近代化資金の融資手続きフロー



限度額を超えた場合の国の承認の手続き等

①国の限度額特例承認基準

国の承認基準は、借入額に對して償還計画から思われる。

②県の利子補給承認基準

県の利子補給承認申請の審査も国と同じ視点から審査を実施。

①申請書類

国への特例承認に基づく申請書類は、県への利子補給の承認申請書類に付している。

②申請書類

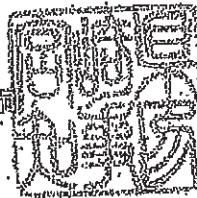
県への利子補給申請書類は、国と同じ書類(県の意見書除く)である。

* 国への承認申請書(「漁業近代化資金法第2条第3項第1号の規定に基づく特例承認について(申請)」)に基づく。

26430-
平成26年[月]日

農林水産大臣 林芳正 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定に基づく特例承認について(申請)

のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

2 事業計画

(1) 事業種類	漁船建造
(2) 総事業費	125,120千円
(3) 借入希望額	100,000千円
(4) 融資率	79.9%

3 融資状況等

(1) 既貸付金残高	114,100千円
(2) 別途申請融資額	0千円
(3) 今回融資予定額	100,000千円
(4) 貸付金残高合計	214,100千円
(5) 貸付限度額	90,000千円
(6) 貸付超過額	124,100千円

4 申請理由

申請者は、まぐろ延縄漁業を専業として、主に東沖(三陸沖)を中心に複船[■隻]で操業しており、所属する[■]漁協の中でも安定した水揚げ実績を誇っている。また、日本人の船員の平均年齢も[■]歳と若く、優秀な船員育成に意欲的に取り組んでいる。

同社は現在、[■] (■トン、S[■]月進水、H[■]月改造)、第[■] (■トン、H[■]月進水)、第[■] (■トン、H[■]月進水)、第[■] (■トン、平成[■]月進水)の[■隻]を所有しているが、これらの所有船については、計画的に船の更新、改造等を行ってきたところである。

今回、建造から10年が経過する第[■] (■トン)は、昨今の燃油価格や諸資材の高騰、魚価の低迷等により収益性の確保が厳しい状況となってきたため、新船建造を計画しており、代船は15トンと小型化する。

新船において、燃油コストや乗組員の省人化操業等による生産経費の削減、魚艤の改良や漁獲効率のよい活き餌を使用した操業による水揚げ金額の増加、船内電力供給機器等の変更(LED化)による省エネ化等に取り組むことにより、昨今の社会情勢の変化に対応でき、かつ収益性が確保できる安定的な漁業経営への転換が期待できる。

新船建造に当たっては、漁業近代化資金で100,000千円の資金導入を計画しているが、現在、漁業近代化資金の既貸付が114,100千円であることから、今回の貸付予定額を加えると214,100千円となり、漁業近代化資金の一漁業者等に係る貸付金の合計額90,000千円に対し、124,100千円超過することから、漁業近代化資金融通法2条第3項第1号の規定に基づき特認の申請を行うものである。

なお、当該申請については、県、借入金の原資供給機関、保証機関、漁協の指導団体等で構成される県域の審査会において、今後の操業計画、収支計画、申請者及び連帯保証人の財務内容、担保物件等を基に内容を審査済みであり、県としても、申請者が収支計画どおりに借入金を償還できると見込んでいる。

5 添付資料

- (1) ~~_____~~に係る県の意見
- (2) 特例承認申請(写し)
- (3) 漁業近代化資金借入申込書(写し)
- (4) 収支実績及び予想
- (5) 総合償還計画表
- (6) 債務者及び連帯保証人の財産状況表
- (7) 担保物件明細
- (8) 機種比較資料
- (9) 見積書、カタログ
- (10) 漁業許可証
- (11) 動力漁船登録票
- (12) 漁船建造許可申請書
- (13) 船員名簿
- (14) 取締役会議事録
- (15) 漁協理事会議事録
- (16) 現在事項全部証明書
- (17) 法人決算書(過去3期分)

(文書取扱 水産政策課)

1 申請者、事業内容

申請者	所 属	業 種	事業内容	事 業 費	借入予定額
[REDACTED]	[REDACTED]漁協	近海鮪延縄漁業	漁船建造	125,120千円	100,000千円

2 融資に対する意見

申請者は、現在4隻体制で操業を行っており、4隻全てが、所属する漁協のまぐろ延縄漁船の平均を上回る水揚実績（平成24年）を上げており、平成22年度及び24年度においては、優良漁業者として市や組合の表彰を受けるなど優秀な経営体である。

【漁業従事者の確保・育成】

漁船の廃船や高齢化による漁業従事者の減少が続く中で、申請者は、身内には後継者はいないが、乗り子を後継者として育成し、漁業従事者の確保や水産業の発展にも寄与している。

【省コスト化】

被代船17トンから新船15トンへ更新し主機を小型化することや、バルバスハウを大きくすることで造波抵抗の低減が図られること、室内電力をLED照明にすることなどから、燃油使用料は被代船の約60%と大幅なコスト削減ができる。

また、新船に搭載する主機は、「漁船用環境高度対応機関」に合格し、排ガス規制にも対応した高い環境性能を備えたものであり、このほか、魚艤の断熱材の厚さを被代船の倍にすることで、冷凍能力の向上と併せて冷蔵に係る燃料費の削減を実現できる。

【水揚げの増加】

操業海域の変更による短期間航海や、漁獲物を保存する魚艤内に窒素ナノバブル水を混入し漁獲物の鮮度低下を防止することにより、魚価の単価アップが見込まれ、また、活き餌を保存する魚艤内に強制循環（ポンプにより魚艤の水を交換する方法）を導入し、漁獲効率の良い活き餌を使用した操業による水揚げ増加が期待できる。

3 融資の必要性

今回、省エネ機関を搭載した新船を建造することにより、諸経費の削減、短期間航海や魚艤の改良による漁獲物の高品質化を図り、さらに、漁獲効率の良い活き餌を使用した操業を行うこととしている。

また、国の「もうかる漁業創設支援事業」の活用により、より一層の収益性の向上、漁業経営の安定化が図られるものと思われる。

船体のみならず船員の居住スペースについても、各寝台に液晶画面やDVD再生機を設置するなど、プライバシー環境を充実させた造りとなっており、船内労働環境の改善が図られるとともに、船員転落対策として小型漁船緊急支援連絡装置を設置し、安全性

にも配慮している。

以上のことから、漁船の近代化による生産性の向上、操業の効率化という県の政策目的にも繋がり、金融面の支援も妥当と思われる。

なお、燃油価格の先行きが見えない現在、今後の経費増大を考えた場合、自己資金を極力抑えたいことから、79.9%の融資となっている。

地域の実情を踏まえた制度改正の必要性

①本県では、20ト、未満の漁船建造に關し、平成19年度から27年度(27年度は今後確実に漁船建造が行われるものと含む。)の承認手続きを要するものは、半数を超えている。なお、現在の限度額は平成7年度に設定。

②国の承認の有無では、手続きに時間がかかる可能性があり、借受者(漁業者)は、やむを得ず事前着工を余儀なくされる場合があり、承認が得られない場合は漁業近代化資金の融資を受けられずリスクが大きい。

③国の承認基準は、償還が適切に行われているかどうかの視点から行われている可能性が高く、県でも利子補給を行うため同じ視点から審査をしている。

④県の利子補給については、平成17年度に国から県に税源が移譲されたため現在は、県独自の財源で実施している。

以上の点から「地域の実情を踏まえた制度改正が必要」と本県は考える。

宮崎県

漁業近代化資金関係【資料編】

資料1…・国の承認が必要ない(借入限度額を超えない)場合の
手続きと国の承認が必要な(借入限度額を超える)場合
の手続きとの比較
資料2…・県が行う利子補給に係る国の助成の廃止

2) 国の承認が必要ない(借入限度額を超えない)場合の手続き

```

graph TD
    subgraph "1月目"
        C[債権者  
(借入額・期限)  
→  
申込書作成支援]
        F[融資機関  
→  
保証審査委員会]
        C -- "・近代化資金借入申込書等の資料作成  
・申請、保証申込書" --> F
        F -- "・保証書提出(基金協会申込)" --> C
    end

    subgraph "2月目"
        F
        C
        F -- "・近代化資金借入申込書、保証申込書の受理  
・近代化資金借入申込書の審査" --> C
        C -- "・保証書提出(基金協会申込)" --> F
    end

    subgraph "3月目"
        F
        C
        F -- "・近代化資金利子補給承認申請(累申請)" --> C
        C -- "・保証書提出(基金協会申込)" --> F
    end

    subgraph "4月目"
        C
        F
        C -- "・融資  
・保証" --> F
        F -- "・保証審査  
(必要に応じて)" --> C
    end

```

The flowchart illustrates the process for applying for foreign exchange funding from a creditor bank. It is divided into four main phases: January, February, March, and April.

- January:** The creditor bank (C) prepares application documents and submits a guarantee application to the financing institution (F). F reviews the application and submits it to the Guarantee Review Committee.
- February:** F receives the application and reviews it. If necessary, it submits a guarantee application to the Fund Association. C also submits a guarantee application to the Fund Association.
- March:** F receives the application and reviews it. If necessary, it submits a guarantee application to the Fund Association. C also submits a guarantee application to the Fund Association.
- April:** F provides financing and guarantees to C. C also receives financing and guarantees from F.

Annotations in red highlight specific steps:

- "近代化資金利子補給承認申請(累申請)" (Application for cumulative interest subsidy recognition) is annotated with a red arrow pointing to the "Fund Association" step in the March phase.
- "(融資機関・基金協会)" (Financing institution and Fund Association) is annotated with a red arrow pointing to the "Fund Association" step in the April phase.
- "近代化資金利子補給承認申請審査" (Review of application for cumulative interest subsidy recognition) is annotated with a red arrow pointing to the "Fund Association" step in the April phase.

県が行う利子補給に係る国の助成の廃止

1 平成16年度まで、都道府県が行う利子補給に対し国による補助を実施。

漁業近代化資金助成法(旧法)に基づいて、都道府県の利子補給率(1.25%)に対し国の漁業近代化資金利子補給補助金(県の利子補給率の1／2以内)による補助を実施。

2 平成16年度以降は、三位一体の改革により補助金を廃止し県へ税源移譲。

国の漁業近代化資金利子補給補助金は、三位一体の改革において廃止され、都道府県へ税源移譲された。これに伴い漁業近代化資金助成法が、漁業近代化資金金融通法へ改変され、国の行う利子補給に関する規定が同法には盛り込まれていない。また、平成17年4月1日付け、16水漁第2708号(水産庁長官発都道府県知事宛)「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等の制定について」(別添抜粋添付)で、国の助成の廃止と都道府県への税源移譲が通知されている。

3 平成16年度以降は、県の財源で利子補給を実施。

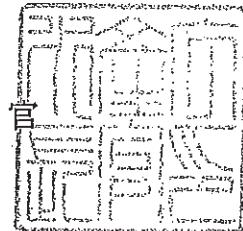
平成16年度以降は、県の財源で利子補給を実施している。漁業近代化資金のフロー図は別添「漁業近代化資金制度の仕組み」参照。

16水漁第2708号

平成17年4月1日

宮崎県知事 殿

水産庁長



「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」等の制定について

今般、地方6団体より提案された「国庫補助負担金等に関する改革案」（平成16年8月）を受け、漁業近代化資金利子補給等補助金による国の助成を廃止し、都道府県へ税源移譲することとされた。

今後は、都道府県の責任において事業を実施することとなるところであるが、都道府県における漁業近代化資金制度等が適正かつ円滑に実施され、漁業者等の資金需要に的確に応えるものとする観点から、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）、漁業近代化資金融通要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2705号農林水産事務次官依命通知）等のほか、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」、「漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン」、「漁業経営再建資金の円滑な融通のためのガイドライン」、「水産加工経営改善促進資金の円滑な融通のためのガイドライン」及び「漁業経営高度化促進支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」を別紙のとおり取りまとめたので、制度の運営の参考とされるとともに、貴管下の融資機関に対して適切な御指導をよろしくお願いする。

これに伴い、漁業経営再建資金融通助成事業、水産加工経営改善促進資金融通助成事業及び漁業経営高度化促進支援資金融通助成事業に係る下記の通知を廃止したので併せて御了知願いたい。

○漁業近代化資金制度の仕組み

